

## コメントの概要及びコメントに対する考え方

番号	関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
金融商品取引業者等検査マニュアル II-1-2 態勢編・第一種金融商品取引業者			
1	5.(3)① 情報セキュリティ管理態勢の整備	<p>「顧客の重要情報等」の定義がなく、具体的にどのような項目を指しているのか不明確ではないか。</p> <p>「機密情報」の定義はあるが、「顧客の重要情報等」との違いが不明確であり、また、文意からは、二つの用語の違いはあまり感じられず、二つの用語を新たに追加して使い分ける必要があるのか。</p> <p>既存の「顧客情報」の定義及び「顧客情報の管理」との違いについて、整理しないと、混同するのではないか。</p>	<p>「顧客の重要情報等」とは、情報セキュリティ管理において金融商品取引業者が漏えいや不正使用等を防止する責任を負うべき重要な情報を指しており、例えば、個人情報、認証情報、取引情報等が考えられますが、その具体的な内容については、個々の金融商品取引業者が業務やリスクに応じて適切に定める必要があり、一般的には、各業者のセキュリティポリシーにおいて規定されているものと考えます。</p> <p>また、「機密情報」は、「顧客の重要情報等」の中でも特に厳格な取扱いが求められるものについて、必要な項目を設けているものです。</p>
2	5.(3)① 情報セキュリティ管理態勢の整備	<p>「機密情報」の定義が、従前の定義（暗証番号、ID・パスワード、クレジットカード情報、生体認証情報、機微情報、電子的価値情報等、顧客に損失が発生する可能性のある情報をいう。）と少し相違している。</p> <p>個人的には機微情報が不正出金に直接つながるとは考えにくいため、これを検査マニュアルの定義から外すことについては賛成だが、それ以外については、踏襲して整合性をとった方が良く考える。</p>	<p>本改正は、金融庁における「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正を踏まえて行うものであることから、「機密情報」の定義については、今般の監督指針の定義（暗証番号、パスワード、クレジットカード情報等、顧客に損失が発生する可能性のある情報をいう。）に合わせて規定しております。</p>
3	5.(3)② サイバーセキュリティ管理態勢の整備	<p>サイバー攻撃対策についての検査項目は、事前の体制構築や抑止に重点が置かれており、実際にサイバー攻撃の被害にあった際の実地的な事実解明の重要性には触れられていない。</p> <p>どれほど金融機関が対策を行っていてもサイバー攻撃を完全に防ぐことは不可能である以上、実際に攻撃を受けた際の</p>	<p>本改正では、「システム障害」と「サイバーセキュリティに関する事案」を合わせて「システム障害等」と定義しており（II-1-2の5.(1)②）、このシステム障害等の発生時には、「システム障害等の根本的な原因の究明及び対策について検討し、抜本的な改善を図ること」となっております（II-1-2の5.(5)⑥）。</p>

		<p>真相解明の重要性にも一歩踏み込むべきであると考える。</p> <p>具体的には、外部からのサイバー攻撃や内部者による意図的な情報漏えい事案においては、CSIRTを中心とした指揮系統の下、外部リソース等のデジタルフォレンジック技術を的確に利用し、サイバー攻撃の実態解明、サイバー攻撃に至った経緯と理由の解明を金融機関が主導して行う体制整備が行われているか、また、過去に行われたサイバー犯罪調査においては、金融機関利用者等のステークホルダー視点に基づいた調査が行われていたか検証するなどの項目を追加することを提言する。</p>	<p>なお、御意見にあるような具体的な対応については、検査対象先の業務内容等に応じて検証することになると考えます。</p>
<p>金融商品取引業者等検査マニュアル II-1-3 態勢編・第二種金融商品取引業者、II-1-4 態勢編・投資助言・代理業者、II-1-5 態勢編・投資運用業者</p>			
4	4. システムリスク管理態勢	<p>システムリスク管理態勢について詳細な項目が確認すべき事項として追記されることとなっているが、検査マニュアルのI 基本的考え方の2. 金融商品取引業者等のあるべき姿の箇所にも「金融商品取引業者等ごとに業務の種類や具体的業務内容等が異なることから、・・・その特性を考慮しながらも適切な管理態勢が構築されているものと考えられる」とあるように、具体的な姿は、金融商品取引業者の業容に応じてなされるものであり、改正案で記載されている項目全てを一律に満たすことが求められているわけではないことを改めて確認したい。</p>	<p>検査マニュアルの確認項目は、証券監視委による「規制」や「指導」に該当するものではありません。本改正は、金融庁における「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正により追加される態勢整備についての着眼点を踏まえ、当該態勢整備について、あくまで検査対象先の実態を把握するために有効と考えられる確認項目を例示したものです。検査の実施に当たっては、検査対象先の特性、業務の状況、取扱商品等を十分考慮することとしており、検査マニュアルの各確認項目を機械的・画一的に検証することのないようにしております。</p>